

# 監査制度の見直し

## ～監査報告書の透明化を中心に～

金融調査部 吉井 一洋

### 要約

平成29（2017）年6月に金融庁は「監査報告書の透明化」という文書を公表し、これを受けて企業会計審議会は監査部会において当該テーマについての検討を開始する。従来、財務諸表の重要な虚偽表示の有無（適正か否か）のみを記載していた監査報告書に、会計監査人が監査を実施する過程で特に重要と考えた事項（KAM）を記載するというのが主な内容である。IAASB（国際監査・保証基準審議会）が設定するISA（国際監査基準）で基準が定められた他、米国などでも導入が決定し、英国やEUでは導入が開始している。財務諸表利用者（機関投資家やアナリスト）はKAMを取材やエンゲージメントの素材とすると思われる。KAMを有効に活用するためには、企業自身の関連項目の開示の充実が望まれる。またKAMは、統治責任者（監査役等）と対話をした項目から選択されるので、今後、監査役等の役割の重要性が高まることが予想される。監査制度の見直しに関するテーマとして、監査法人のガバナンスやローテーション制度、不正への対応などもあるが、IAASBではさらに監査の品質向上に向けた検討を開始しており、わが国も周回遅れにならないよう、資本市場関係者の迅速かつ的確な対応が求められるところである。

### 目次

- 1章 監査報告書の透明化
- 2章 監査法人の体制整備
- 3章 違法行為への対応
- 4章 IAASBでさらなる改善検討
- 5章 おわりに

## 1章 監査報告書の透明化

### 1. 企業会計審議会で検討開始

平成29(2017)年6月26日、金融庁は「『監査報告書の透明化』について」という文書を公表し、監査報告書の透明化に向けて企業会計審議会で具体的な検討を開始する旨を明らかにした。

I A A S B (国際監査・保証基準審議会)は2015年1月にISA701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」を公表した。これは、監査報告書に、会計監査人が会計監査を行う上で重要と判断した項目について、そのように判断した理由や対応などに関する記述を求めるものである。I A A S Bは、I F A C (国際会計士連盟)に設置され、国際的な監査基準(I S A)を審議・設定する。設定されたI S Aは、わが国においても監査基準や監査基準委員会報告書<sup>1</sup>などに反映されている。

金融庁の文書は、これと同様の内容について、わが国の会計監査人の監査報告書への導入に向けた検討を行う旨を示していたが、2017年9月8日に開催された企業会計審議会総会において、監査部会で検討されることが正式に決定された。

### 2. 背景

わが国の監査基準では、財務諸表監査の目的を「経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明する」こととしている。わが国の監査報告書は、上

場企業等の財務諸表が一般に公正妥当と認められる会計基準に従って適正に作成されているか否かについての結論を簡潔に意見として表明している(Pass/failモデル)。わが国に限らず、国際的に見ても、従来の監査報告書はこのPass/failモデルに従って作成されていた。すなわち、合格であるか不合格であるかという点のみが言及され、合格している場合でも、どのレベルの合格点であるかという財務諸表の質に関する情報や監査意見がどのような手法・手続きを経て形成されたかという情報は提供されてこなかった。すなわち、財務諸表の利用者にとって監査に関する情報はブラックボックスの中にある状況であった。

しかし、エンロン事件や金融危機時における大手金融機関の不適切な会計処理、わが国でも見られた会計不祥事を経験して、投資家やアナリストなどの財務諸表の利用者は、たとえ、監査報告書で適正意見が表明されていたとしても、それはあくまで財務諸表が会計基準に準拠して作成されていて重要な虚偽表示はない旨を意見として述べるものではないことを理解するようになってきている。さらに、会計監査人と企業の経営者をはじめとする内部者との間には情報の非対称性が存在するため、たとえ監査報告書に適正意見が付されていたとしても財務諸表に重要な虚偽記載がなされていることがあり得る旨も、その経験を通じて理解するようになってきている。

他方で、経済活動の複雑化や国際化、I F R S (「国際財務報告基準」または「国際会計基準」)の採用やI F R Sへの各国会計基準のコンバージェンスにより、財務諸表に公正価値評価や見積もりを必要とする項目が増加していることも、会

1) 公認会計士・監査法人による財務諸表監査の実務指針で、日本公認会計士協会が発表している。

計監査の難易度、あるいは重要な虚偽表示のない財務諸表の作成そのものの難易度を高めている。

このような状況においては、機関投資家はアセット・オーナー等の資金の提供者への責任を果たすために、さらにはアナリストもそのような機関投資家の要請に応えるために、財務諸表の質に関して注意を払う必要が出てきている。100%虚偽表示がない財務諸表はあり得ないことを前提に、会計監査人の監査の作業の焦点がどこにあったか、どの部分に虚偽表示のリスクがあるのかの説明を、会計監査人に求めることの必要性が高まってきている。ISA701の改訂はそのような要請に対応するため行われた。監査報告書にKAM (Key Audit Matters)「監査上の主要な事項」を記載することで、「監査報告書を、投資家（特に、機関投資家）にとってより目的適合性のある情報価値の高いものとする事ができる」としている。

### 3. 検討の経緯

#### 1) I A A S Bの場合

I A A S Bは、2006年にA I C P A（米国公認会計士協会）のA S B（監査基準審議会）と共同で標準的な監査報告書について利用者がどのよ

うに認識しているかについての共同研究に着手した。2009年9月に報告書が提出され、同年12月にI A A S Bでプロジェクトとして取り上げることが決定された。ちなみに、この報告書では財務諸表の利用者から、従来の監査報告書では「実施された監査に関する特定の情報」「監査上の発見事項」「監査対象企業に関する情報」が不足している旨の指摘があった。例えば、会計監査人の独立性に関する情報、重要な虚偽表示の有無を監査する上での重要性の基準、監査における保証のレベルに関する情報が不足している旨、追加的な情報として、会計監査人は、企業の財務諸表や財務報告システム（および内部統制）の質に関する情報、会計監査人が監査を通じて得た監査委員会に報告した情報、規制当局などに報告した情報を財務諸表の利用者に提供すべき旨の指摘があった。

その後、2度のコンサルテーション・ペーパー、公開草案の公表を経て、2015年1月に改定基準の公表に至った（図表1参照）。

2011年5月のコンサルテーション・ペーパーでは、監査報告書の価値を改善するために見直しを行う方向を示した。利用者が求める情報と監査

図表1 I A A S B（国際監査・保証基準審議会）の監査報告書の透明化検討の経緯

年 月	出来事
2006年6月	A I C P A（米国公認会計士協会）／A S B（監査基準審議会）とのジョイントで監査報告書に対する利用者の認識に関する学術研究に着手
2009年9月	上記研究結果の取りまとめ
2009年12月	I F A C（国際会計士連盟）／I A A S Bに上記研究結果を報告
2011年5月	第1回コンサルテーション・ペーパー「監査報告の価値の強化：変更の選択肢の模索」公表
2011年12月	上記の結果等を踏まえ、監査報告書の改正に関するプロジェクトを開始
2012年6月	第2回コンサルテーション・ペーパー「監査報告書の改善」公表
2013年7月	ISA701等の改正の公開草案公表
2015年1月	ISA701等の最終版を公表

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

報告書で記載できる情報とにギャップがあることを前提に、それを改善する方法として監査報告書の現行モデルの枠内での見直し、統治責任者の報告書と監査報告書を統合したコーポレート・ガバナンス報告モデルへの変革、さらにはビジネス・モデルやその存続可能性、リスク・マネジメント等への会計監査人の関与を含めた記載を求めるモデルへの見直し、の3案が提案された。また、監査報告書を財務諸表に関する報告とその他の法規制による情報に区分すること、会計監査人によるコメントリーの記載区分を設けることが提案された。このコンサルテーション・ペーパーへのコメントと他の国の動向を踏まえ、2011年12月にプロジェクトを開始し、2012年6月に2度目のコンサルテーション・ペーパーを公表し、2013年7月に公開草案を公表した。公開草案では、現行モデルの枠内での見直しを前提とすることとされた。会計監査人によるコメントリーはKAMに改められ、統治責任者とのコミュニケーションの対象となった情報から、最も重要であると会計監査人が判断した事項とされた。KAMの項目としては、「のれん」「金融商品の評価」「事業の買収」「長期契約に係る収益認識」などが例示された。そして2015年1月に新基準の公表に至った。関連する基準を整理すると下記の通りである。

ISA701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」  
 ISA260「統治責任者とのコミュニケーション」  
 ISA570「継続企業」  
 ISA700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」  
 ISA705「独立監査人の監査報告書における除

外事項付意見」

ISA706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」

ISA720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」など

新基準は、2016年12月15日以後に終了する期間に関する財務諸表の監査から適用される。

## 2) IOSCO・EU・英米の場合

### (1) IOSCO

IOSCO（証券監督者国際機構）も2009年9月にコンサルテーションレポート「会計監査人のコミュニケーション」を公表している。同レポートでは、従来の監査報告書の欠点として、Pass/failモデルの意見表明であること、定型的で専門的な文言での意見表明であること、不正発見に関する会計監査人の役割や監査における努力・判断の結果等の記載が無いことによる期待ギャップの存在などを指摘し、監査報告書の構造の変更、文言の変更、コミュニケーションの追加、会計監査人による保証の種類の変更といった4つの対応策が示され、それぞれの長所・短所の分析を行っている。ただし具体的な提案には至らなかった。

### (2) EU

EUの欧州委員会（EC）では、2010年10月にグリーン・ペーパー「監査に関する施策：金融危機からの教訓」を公表した。同文書では、金融危機における会計監査における反省などを踏まえ、利害関係者へのコミュニケーションを含む会計監査人の役割、監査事務所のガバナンスと独立性、会計監査人の監督、監査市場の構造（寡占）、欧州単一市場の創設、中小企業及び中小監



査事務所のルールの簡素化、グローバルな監査ネットワークの監督に関する国際的な協力など、多様な論点を示している。グリーン・ペーパーは同年12月までコメント募集を行った。利害関係者へのコミュニケーションに関するコメントの要約文書では、監査実務と利用者の監査に対する期待のギャップを狭めるためには、監査に関する透明性の向上が必要との考えが示された。その後、2011年11月に「年次財務諸表及び連結財務諸表の法定監査に関する指令2006/43/ECを改正する欧州議会及び欧州連合理事会の指令」（改正法定監査指令）案と「社会的影響度の高い事業体の法定監査に対する要求事項に関する、欧州議会及び欧州連合理事会の規則」（P I E 法定監査規則）案、2014年5月に指令及び規則が公表された。P I E 法定監査規則では、財務諸表の重要な虚偽表示リスクのうち最も重要であると判断したものの説明や当該リスクへの監査人の対応、監査人の主要な見解（該当があれば）などの記述を求めている。P I E（社会的影響度の高い事業体）には上場企業などが含まれる。改正後の指令やP I E 法定監査規則は、2017年6月終了事業年度以降の監査から適用されている。

### （3）英国

英国では、2004年に英国政府の要請で設立された監査品質フォーラム（A Q F）が、監査報告書の有用性の向上に向けた活動を行い、05年から株主、取締役会、監査人、規制当局その他の多様な利害関係者を対象とする検討を開始し、07年に報告書「ファンダメンタルズ—監査報告」をまとめた。他方で、06年11月に会社法改正が行われ、08年までに監査報告書の文言の訂正を求めていた。これらを受け当時の監査実務審議会

（A P B）は、07年12月に「監査報告書：変更の時」を公表し、監査報告書の変更の必要性について意見募集を行った。その後、A P Bは2006年会社法の規定に従った文言修正などを盛り込んだ監査基準の改訂を09年3月に行い、他方で監査報告書の情報価値を高めるための見直しは継続して検討することとした。

その後、08年の金融危機の発生を受け、F R C（財務報告評議会）から、コーポレートガバナンス・コードとスチュワードシップ・コードが10年6月に公表され、12年にこれら両コード、14年にコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われた。監査報告書の見直しはこのようなコーポレート・ガバナンスの見直しの一環として行われた。

2012年版のコーポレートガバナンス・コードでは、監査委員会に対して、会計監査人とのコミュニケーションを踏まえて、重要と判断した財務諸表の事項とそれへの対処などを、年次報告書に専用の区分を設けて記載するよう求めている。他方で、13年にF R Cにより監査基準の改訂が行われ、会計監査人による監査報告書にも、会計監査人が識別・評価した重要な虚偽表示リスクのうち、監査に最も重要な影響を与えたものの記述とそれにどのように対応したか、監査における重要性の基準値やその影響などの記述が求められることとなった。その後、14年には会計監査人と取締役会や監査委員会とのコミュニケーションに関する基準の見直し、16年に（2）で述べたE Uの改正法定監査指令やP I E 法定監査規則、I A A S BのISA701等の見直しに合わせた監査基準及びコーポレートガバナンス・コードの見直しが行われている。

#### (4) 米国

米国では、P C A O B（米国公開会社会計監視委員会）が、2005年2月から監査報告書の拡充に向けた検討を開始した。P C A O Bは02年の企業改革法により創設された公開企業向けの監査基準を設定する機関である。05年においては、Pass/failモデルの是非が検討された。その後検討はいったん中断したが、公開企業の監査に関わる職業専門家の持続可能性を高めるために米国財務省が設置したA C A P（監査職業専門家助言委員会）が、08年10月の報告書で監査報告書の改善を提案し、他方で、米国財務アナリスト協会も08年、10年、11年に監査報告書の調査を実施した。

これらを踏まえ、P C A O Bは、10年4月から検討を再開し、13年8月に公開草案「無限定適正意見の監査報告書」、16年5月にその再公開草案を公表し、17年6月に最終基準として公表した。P C A O Bの新監査基準では、監査報告書にC A M（Critical Audit Matters）とその決定に至る経緯、監査上の対応、関連する財務諸表の勘定や開示の参照の記述を求めることとしている。

## 4. 各国の導入状況

ISA701と同様の記載内容が拡充された監査報告書の、英国、EU、米国における導入状況は図表2の通りである。

この他、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、香港、シンガポール、中国、ブラジル、北欧3カ国、インドなども導入している、ないしは導入の方向である。

これ等の状況を見る限り、わが国は、監査報告書の拡充に関しては立ち遅れている状況である。

## 5. K A M（監査上の主要な事項）とは

### 1) 監査報告書の様式

改定後のI A A S BのI S Aに基づく監査報告書においても、監査意見そのものに関しては、従来のPass/failモデルを維持している。すなわち、財務諸表全体について、適正か否かについて意見を付している。その上で、K A Mについて言及をすることとしている。監査報告書の記載内容は図表3の通りである。その他の記載内容とはM

図表2 各国の監査報告書の透明化の導入状況

年月	国・地域	
2013年6月	英国	2012.10.1以後開始事業年度（暦年決算では2013年12月期）から適用
2014年5月	欧州委員会	P I E（社会的影響度の高い事業体）の法定監査に関する規則の公表。2016.6.17（暦年決算では2017年12月期）から適用開始
2015年1月	I A A S B	ISA 701等の改訂。2016.12.15以後に終了する上場会社の財務諸表の監査報告書（暦年決算の場合は、2016年12月期）から適用
2017年6月1日	米国	P C A O B（米国公開会社会計監視委員会）が、監査報告に関する新しい監査基準を公表。以下の監査から適用 大規模早期提出会社：2019.6.30以後終了事業年度（暦年決算なら2019年12月期）の監査 その他の基準準拠会社：2020.12.15以後終了事業年度から適用（同2020年12月期）の監査 なお、米国ではC A M（Critical Audit Matters）
2017年6月26日	日本	金融庁「『監査報告書の透明化』について」を公表

（注）オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、香港、シンガポール、中国、ブラジル、北欧3カ国なども導入（出所）各規則・基準・報告書、日本公認会計士協会資料などを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

**図表 3 独立監査人による監査報告書の記載項目**

財務諸表監査
監査意見 監査意見の基礎 (ある場合に) 継続企業の前提に関する重要な不確実性 K A M (監査上の重要な報告事項) その他の記載内容 (ある場合に) 強調事項又はその他の事項 (連結) 財務諸表に対する経営者及び統治責任者の責任 (連結) 財務諸表に対する会計監査人の責任 その他の報告責任
(注) 利用者にとって関心の高い情報から記載するため記載の順序は上記から変わる可能性がある (出所) ISA700などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

D & A など、年次報告書に含まれている財務諸表以外の情報を指す。ISA701 とともに改訂された ISA720 では、その他の情報の記載内容についても、財務諸表及び監査の過程で得られた知識との間に重要な差異があるか否かを考慮し、適切な対応がなされている場合は「特に報告すべき事項は無い」旨を記述するよう会計監査人に求めている。

## 2) K A M とは

I A A S B の改定後の ISA701 では、会計監査人は、K A M を決定するとともに、財務諸表に関する意見を形成した上で、監査報告書において、当該事項について記載することを義務付けられている。

K A M とは「監査人が統治責任者にコミュニケーションを行った事項から選択され、当事業年度の財務諸表監査において監査人の職業的専門家としての判断によって最も重要とされた事項」をいう。会計監査人が統治責任者とコミュニケーションを行った項目から選択する。

統治責任者 (Those Charged with Governance) とは、「企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組

織」をいい、「これには、財務報告プロセスの監視が含まれる」<sup>2</sup>。わが国の場合は、監査役、監査役会、監査等委員会、監査委員会 (以下「監査役等」) を想定しているもようである。

会計監査人は「特に注意を払った事項」を以下を考慮して決定する。

- ・重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された、又は特別な検討を必要とするリスクが識別された領域
  - ・経営者の重要な判断を伴う領域 (見積もりの不確実性が高いと識別された会計上の見積もりを含む) に関連する重要な監査人の判断
  - ・重要な事象又は取引が監査に与える影響
- 会計監査人は、「特に注意を払った事項」から最も重要な事項を K A M として決定することとされている。

## 3) K A M の記載内容

I A A S B の ISA701 によれば、K A M の記載内容としては、その内容の他、下記を記載する。

- ①財務諸表に関連する情報が開示されている場合は、その情報への参照
  - ②当該事項が監査にとって重要であり、K A M であると判断した理由
  - ③当該事項への監査上の対応
    - ②に関しては、いわゆるボイラープレートな記述内容にならないよう、企業の個々の状況に直接関連付けることとされている。
    - ③には、以下の記載が含まれることがある。
- ◆当該事項に最も関連した又は評価した重要な虚偽表示リスクに特有の、監査人の対応又はアプローチの特徴
  - ◆実施した手続の簡潔な説明

2) 監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」第9項

## ◆監査人の手続の結果を示す記述

## ◆当該事項に関する主要な所見

留意すべき点として、KAMは財務諸表やその注記を代替するものではないという点である。すなわち、財務諸表や注記で開示されていない一次情報の提供は目的ではない。ただし、提供はできる。会計監査人が一次情報を提供する可能性を残すことにより、企業に自主的な開示を促している側面があると思われる。また、監査意見は財務諸表全体について表明される。KAMは、全体の監査意見と異なる個別意見を述べるものではない。

## 4) KAMの記載の効果

KAMの記載により、IAASBは、以下の便益を期待している旨が述べられている。(IAASB “Audit Reporting – Key Audit Matters –” (2015年1月30日))

- ・実施された監査についての透明性の向上
- ・経営者の重要な判断と監査人の重要な注意の対象となる財務諸表の領域に、投資家及びその他の利用者を注目させる。このことは、おそらく、投資家及びその他の利用者が、その企業と財務諸表及び監査意見に反映されている監査の結果をよりよく理解することの助けとなるであろう。
- ・その企業や、監査された財務諸表、又は実施された監査に関連する一定の事項について、利用者に、経営者及び統治責任者（例えば、監査委員会）と更なる対話を行う基礎を提供する。
- ・監査における最も重要な事項について、監査人及び統治責任者の間のコミュニケーションが強化され、そのような事項に関する財務

諸表における開示に対して、経営者及び統治責任者が一層の注意を払う結果につながる可能性がある。

- ・監査人が、コミュニケーションを行う事項に対して新たな注意を払うことで、監査品質に貢献する要因の中で、職業的懐疑心の高揚に間接的につながる可能性がある。

(注) 上記太字は原文で太字となっていた部分

IAASBの2013年7月の公開草案に寄せられた主な利用者団体のコメントをまとめると次ページの図表4の通りになる。

財務諸表の利用者からは、経営者の判断の関与や不確実性の高い分野、経営者との意見の相違があった分野がどこであるか知ることができる、経営者や統治責任者との対話や取材の足掛かりとして用いる、アナリストや機関投資家が知り得ない情報を有する会計監査人の知見を活用できるなど、IAASBが挙げる便益とおおむね近いメリットが挙げられている。さらに、会計監査人に究極的な顧客は投資家であることを思い起こさせる、会計監査人が企業に財務諸表の開示の強化を求めやすくなる、監査法人間の品質の競争を促進するといったメリットも挙げられている。

## 5) KAMに関する懸念

他方で、KAMの導入に関しては、次のような懸念がIAASBなどでの議論の過程や今後導入を検討するわが国の関係者から示されている。

- ①類似の内容(例えばわが国のリスク情報の開示)は既に行われている。情報提供の責任は経営者(又は監査委員会)にあり、会計監査人にはない。
- ②経営者が開示していない事項に言及した場合の



図表4 2013年7月のISA改定基準の公開草案への主な利用者団体のコメント

日本証券アナリスト協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆KAMは、企業及び監査済財務諸表において経営者が重要な判断を行った領域を理解することに役立つ。</li> <li>◆財務諸表利用者が経営者及び統治責任者と議論を行う際の足がかりを提供することになることを期待。</li> <li>◆会計上の見積、収益認識、不確実性といった事項の開示がその国の会計基準上詳細には要請されていない場合には、監査人の記載の制約が生じる可能性が高い。</li> </ul>
CFA Institute	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆現在の監査報告書について、回答者の58%が会計監査人が監査意見にどのようにして到達したかのより多くの情報、75%が財務諸表上の測定の不確実性に関するリスク要因、回答者の大多数は、重要性、会計監査人の独立性、経営者の会計上の重要な判断及び見積り、鍵となるリスク分野に関するより多くの情報が必要と回答</li> <li>◆監査上のリスク（重要なリスクの決定過程など）、会計監査人の独立性、監査上の重要性、経営者の会計上の重要な判断及び見積りの評価、会計方針及び実務における議論などは、重要で恒常的に報告するかを検討すべきである。</li> <li>◆監査上のリスクに関して審議会は、会計監査人間や国間の比較が可能となるような監査上のリスクのレーティングに向けての一步として監査上のリスクの客観的なリストを提示することを推奨する。</li> <li>◆会計方針・実務に関しては、自主的な変更、監査委員会や経営者と議論した会計実務・財務諸表・開示の質的な側面、投資家の理解を促進する重要な事項、直近の会計期間の重要な特殊取引についての議論に関する情報を提供する。</li> </ul>
Investment Management Association (当時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特殊な監査のための重要な事項の記述や、複雑な財務報告の見積りと判断の分野といったより主観的な分野に焦点をおいた記述を行うべき。これにより、投資家は監査の焦点である鍵となる分野をよりよく理解できるし、経営者とエンゲージメントを行う上での基礎の提供を受ける。</li> <li>◆投資家は、それがなぜ重要と考えられるかの簡単な説明、会計監査人の対応や（重要なものとして）その結果の表示を欲している。投資家の中には、単なる監査プロセスの結果の開示を要求するよりも踏み込んで、会計監査人が経営者の判断の評価の感応度に関連する情報を開示することを望む者もいる。</li> <li>◆英国で求められているような重要性に関する会計監査人の評価に関する情報が、監査の品質を把握する上で重要な要素となり、経年比較のための有用な情報を提供しうる。</li> </ul>
Council of Institutional Investors	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆監査報告書の見直しは会計監査人に、究極的な顧客は投資家であることを思い起こさせる。</li> <li>◆会計監査人の独立性に関する情報は、独立しているための会計監査人の責任に関する情報を提供する。会計監査人の在職期間に関する情報は投資家や他の財務諸表利用者にとって重要である。</li> <li>◆会計監査人が、自らが行った監査に基づく経営者の重要な会計上の判断および見積りの評価について投資家やその他の財務諸表利用者とコミュニケーションすることは有用。多くの投資家は会計監査人が監査に基づく独自の目的に合う洞察を有すると指摘しており、会計監査人は彼らの洞察を監査報告書に開示すべき。特に重要な経営者の判断や見積り、重要な測定の不確実性がある分野について要望が強い。</li> <li>◆投資家がリスク分析やプライシング、投資意思を固める際に、会計監査人の類似企業の監査のプロセスや経験から得た会社や産業の幅広い知識を得られる、独立の第三者としての会社の財務諸表に対するバイアスのない見方を得られる、開示の要求をてこに会計監査人が財務諸表の開示のマネジメントの変更・強化を求めることで投資家への透明性が向上するといった便益が得られる。</li> <li>◆監査法人間の品質の競争、特に職業的懐疑心の分野での競争を促進し、投資家にとっての監査の価値や監査済みの財務報告の信頼性が高まる。</li> <li>◆投資家・株主による会社の取締役や経営者の監督責任を補助する。例えば、会社と会計監査人の仮定のかい離に関する会計監査人が提供する洞察の情報は、投資家や株主に経営者に関するよりよい感性、おそらくみえがよくなる会計（aggressive accounting）を行いたがっているという感性を提供する。</li> </ul>

(出所) 各団体のコメントレターに基づき大和総研作成

- |   |  |
|---|--|
| 情報漏えいやそれに伴う法的責任が問題になるのではないか。            | ⑥指摘事項について未解決のままという誤解を与えないか。                          |
| ③経営者による開示との情報の衝突が生じないか。                 | ⑦KAMの記載内容について、誰が説明責任を負うのかが不明確である。                    |
| ④主観的な情報の提供によって会計監査人の法律上のリスクが増加するのではないか。 | ⑧KAMは不適正意見の場合は記載されない。KAMの記載を通じて不正や倒産リスクを知るのは困難ではないか。 |
| ⑤会計監査人のコメントが記載事項への保証を提供しているとの誤解を与えないか。  | ⑨何かイレギュラーなことがあった場合にのみ情                               |

報を付加する現行の監査報告書<sup>3</sup>とは異なるため、監査報告書の比較可能性が低下しないか。

⑩追加の手続が必要になり、監査にかかる時間とコストが増加するのではないか

⑪K A Mへの記載を回避するため、監査人とのコミュニケーションを回避する傾向が生じないか

①はその通りであり、だからこそ企業側にK A Mで指摘された事項について財務諸表や注記での積極的な情報開示が期待される。

②から④については、K A Mを統治責任者とコミュニケーションを行った事項に限定することや、法令で禁止されている場合や極めて稀だが、不利益が利益を上回ると監査人が判断した場合は開示を免除していることで対応しているものと思われる。また、③のような相違があった場合、その相違点こそが、投資家やアナリストにとってエンゲージメントや取材のキーとなり得るであろう。

⑤については、監査報告書で、K A Mの記載よりも前に、まず監査意見を記載することとしていることや、K A Mは監査意見と異なる個別意見を述べるものでない点に注意を促すことで対応している。⑥については、K A Mへの監査人の対応を記載することで誤解を回避できると思われる。ただし、これらの点については、財務諸表利用者やマスコミなどに周知する必要があるだろう。

⑦は、重要なポイントである。例えば、株主総会でK A Mに関する質問があった場合<sup>4,5</sup>や、投資

家から質問があった際に誰が説明するのかなどが問題となる。この点については、経営者を監督しつつ、会計監査人とも適時適切にコミュニケーションを取ることが期待されている統治責任者が対応することになるのではないか。わが国の場合は、監査役等が中心的な役割を担うことが期待されよう。

⑧については、確かに不正や倒産リスクそのものを把握するのは困難だが、K A Mを記載することで、前述したように、アナリストや投資家が分析や企業との対話の有用な材料にはなると思われる。

⑨、⑩に関しては、これらのデメリットと透明化のメリットを比較して検討することになるだろう<sup>6</sup>。不正会計が度重なる現状を考えると、見直しのメリットが大きいのではないかと思われる。

⑪については、確かにそのようなおそれは生じることがあるが、企業や監査法人のガバナンス改善と合わせて、対応していく必要があるだろう。

## 6. 先行している英国の場合

英国の監査基準では、会計監査人の監査報告書に、下記の記載を要求している。

①監査人によって識別され評価された重要な虚偽表示リスクであり、監査全体の方針、監査資源の配分、及び監査チームの作業の方向性に最も重要な影響を与えたものについての記述

②監査の計画及び実施において監査人が重要性の

3) 除外事項を付した限定付適正意見や不適正意見の場合は、問題箇所についての記述がなされる。無限定適正意見の場合でも、「強調事項」や「その他の事項」の記載を求められる場合がある。

4) このような質問があるためには、招集通知の会計監査人の監査報告書にもK A Mが記載されているか、または、有価証券報告書が株主総会前に提出されている必要がある。

5) 会計監査人は、会計監査の結果が監査役等と意見を異にする場合は、定時株主総会に出席して意見を述べることができる。また、定時株主総会が出席を求める決議をしたときは、株主総会に出席して意見を述べなければならない。

6) I A A S Bの場合は、限定意見や不適正意見の場合もK A Mの記載が求められるが、意見不表明の場合は、K A Mの記載は禁止される。一方、米国では、意見不表明の場合も不適正意見の場合も、K A M (C A M) の記載は禁止される。

概念をどのように適用したかの説明。当該説明では、財務諸表全体にとっての重要性を監査人が判断するために用いる基準値を明記しなければならない。

③監査の範囲の概要（下記の記載を含む）

- ・①に従って開示された重要な虚偽表示リスクに監査の範囲をどのように対応させたか
- ・②に従って開示された重要性の概念の適用により監査の範囲はどのような影響を受けたか

英国の場合は、会計監査人が重要性の判断基準値として何をベンチマークとして用いており、どのような数値基準を設定しているか（例えば、税引前利益の5%など）、手続実施上の重要性<sup>7</sup>をどのように設定しているか、監査の範囲として、例えば、売上、総資産、税引前利益などをどの程度カバーしているかなどの記述がなされている点が、I A A S Bの基準よりも充実している。

英国での実施状況については、F R Cがレビューレポートを2本作成している<sup>8</sup>。

記載の対象となった項目を挙げると図表5の通りである。1年目、2年目と2年連続で多かったのは「のれんの減損」「資産の減損」「税務」「収益」「引当金」などであり、「取得・廃棄」「年金」「投資」「投資の評価」などがこれに続いている。「税務」は繰延税金資産などを含んでいるものと思われる。いずれも経営者の判断や見積りの要素などの影響が大きい項目である。

記述内容に対する投資家の評価はおおむね好評のもようである。記述内容について2年目の記述は1年目と比較して、企業の固有の事情を踏まえ

た記述の比率が61%から87%に増えている旨が述べられている。

ただし、例えば、被監査企業の見積もりについて会計監査人が妥当と判断した際の判断の水準がどのようなレベルなのか、例えば、企業が減損しなかったことの判断が適切であると判断するため、深刻な悪化があったという前提を置いて監査法人がチェックした旨を記載しているケースについて、その記載自体は評価しつつも、どの程度の悪化を想定したのかの説明が欲しいなどのコメントがあった旨が指摘されている。

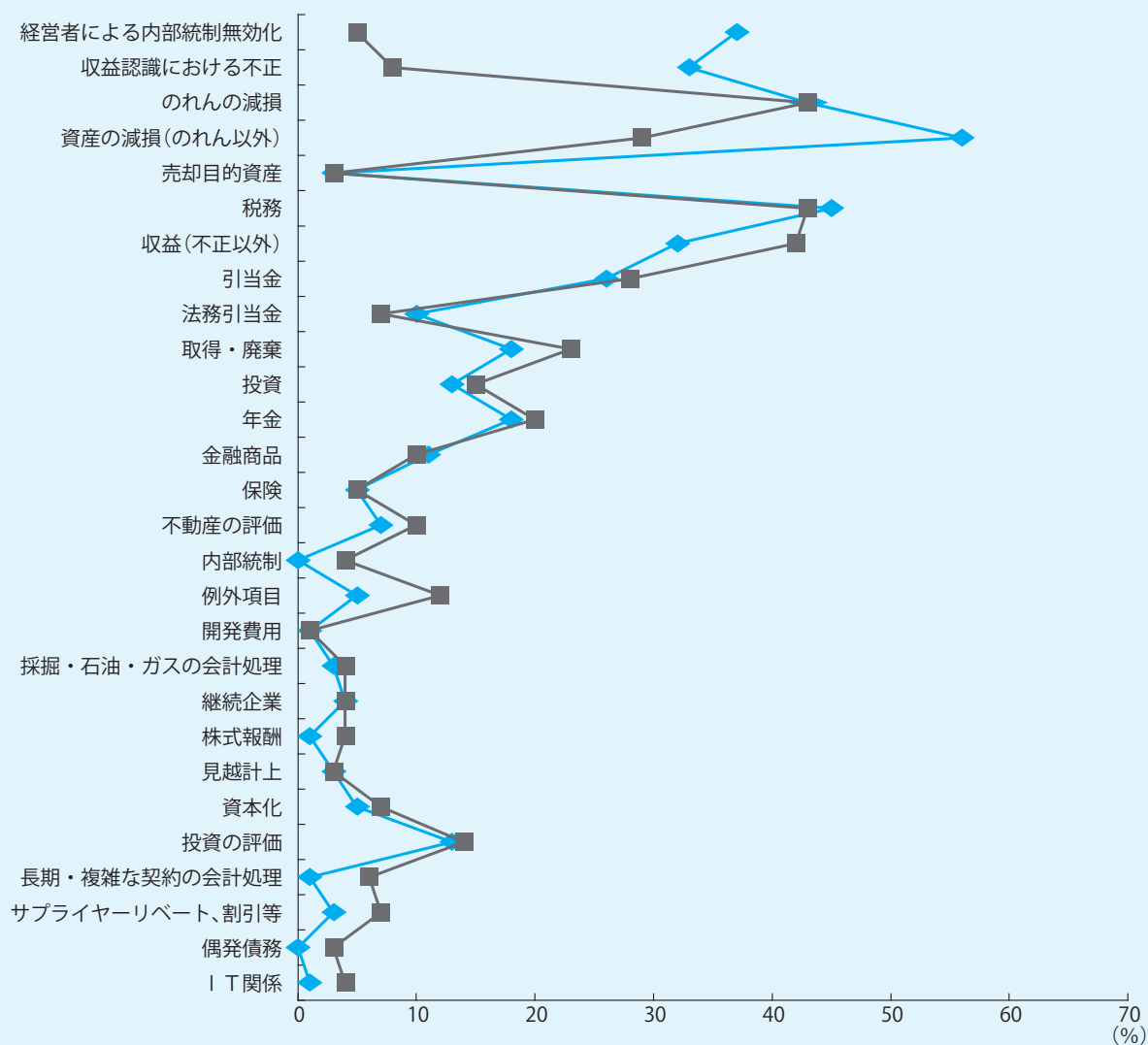
英国の場合、K A Mに関する発見事項（Findings）を記載している監査報告書の例が見られ、投資家はこれを歓迎している。1年目は3社、2年目は56社が記載している。Rolls-Royceのアニュアルレポートの例が模範的な例としてよく取り上げられている。同社の2015年の例では、監査報告書の発見事項として、会社の見通しが前年と比較してやや楽観的である（ただし全体としてバランスは取れている）旨を記述している。

英国の場合、監査委員会も、重要と判断した財務諸表に関連する事項とそれにどう対応したかを「監査委員会による報告」として年次報告書に記載する。監査委員会が記載したリスクと、会計監査人が監査報告書に記載したリスクを比較すると、監査報告書が1年目平均4.2個、2年目平均3.9個、監査委員会の報告では、1年目平均4.3個、2年目平均4.3個で、両方に記載されている項目は、1年目平均3.2個（重複率74%）、2年目平均3.7個（重複率85%）である。両者の指摘するポイントが一致しているわけではない。例えば、

7) 重要性の基準値を設定しても、これを下回るため未発見・未修正の状況にある虚偽表示について、合計すると重要性の基準値を超える可能性がある。この可能性を低くするため、重要性の基準値よりも低い水準に設定される基準値をいう。

8) 2015年3月“Extended auditor’s reports –A review of experience in the first year”  
2016年1月“Extended auditor’s reports –A further review of experience”

図表5 英国の開示例における各項目がK A Mに取り上げられた頻度



(出所)英国F R C、“Extended auditor’s report”、2016年1月

前述の Rolls-Royce の会計監査人のやや楽観的という指摘について、監査委員会の報告では特段の言及はなされていない。

このような対比は、機関投資家やアナリストが企業に取材やエンゲージメントを行う上で有用であろう。わが国の有価証券報告書でも、英国の例に倣い、監査役等の監査報告書を、会計監査人の監査報告書と比較できる形で開示することを検討

してもいいように思われる。

## 7. 財務諸表利用者および監査役等の役割の変化

投資家やアナリスト等の財務諸表の利用者は、開示されている情報に基づいて企業を分析し、将来の収益予想等を行い、投資判断に役立てている。その際には、開示されている財務情報は適正であ



ることが大前提である。しかし、過去の会計不正の例が示す通り、その前提はたびたび裏切られてきた。繰り返しになるが、もはや、100%虚偽表示がない財務諸表などにはあり得ないことを、利用者は認識している。

わが国で最近発覚した著名な不適切会計の事件に関して、後知恵かもしれないが、事件発覚後、多くの機関投資家やアナリストが、PC部門やブランド部門の利益水準が同業他社と比較しておかしいと感じていた旨を指摘している。このような、アナリストや機関投資家的な視点が監査法人にあれば、不適切会計に気付けたかもしれない。のれんの減損の遅れなども生じなかったかもしれない。

KAMの導入により監査報告書が拡充された後は、アナリストや機関投資家には、財務諸表が適正か否かだけを確認するのにとどまらず、KAMに記載された内容について分析・取材等を実施していくことが期待される。アセット・オーナーはそれを要求するのではないと思われる。その結果、アナリストや機関投資家は、財務諸表のサプライチェーンに関連する当事者として、取材やエンゲージメント等を通じて、監査の品質向上やそれを通じた財務諸表の品質向上に一定の役割を担うことになるであろう。

ただし、KAMに記載されている情報だけでは、アナリストや機関投資家は、十分な分析ができない可能性が高い。というのも、わが国では経営者の判断や会計上の見積もりについて、その前提となる情報が財務諸表やその注記で十分に開示されていないからである。会計監査人は、企業が財務諸表や注記で開示していない情報を監査報告書にKAMに関する記述として記載することは可能である。しかし、このような一次情報の提供は、監

査報告書の本来的な役割ではない。経営者の判断や会計上の見積もりの妥当性について、最も先進的と思われる英国の例でも、会計監査人が適切と判断した際の具体的な水準については言及していない。KAMの情報の有効活用のためには、企業側にも、KAMで指摘された事項については、規則等に定められていなくても、財務諸表の利用者が理解するために必要な情報を開示することが期待される。自主的な開示を促す効果が期待できないのであれば、KAMについて財務諸表利用者が理解するのに必要とされる情報の追加的な開示を企業に義務付ける包括的なルールを設けることも一考に値するのではないか。そもそも、わが国の情報開示は、ルールで定められたことのみ開示すればいいというコンプライアンス・モデルではなく、利用者が理解するのに必要な情報を適切に表示・開示する、フェア・プレゼンテーションを前提としている。そのことを考えれば、追加的な情報開示を求める包括的な規定を設ける(拡充する)ことも、検討の余地があると思われる。

アナリストや機関投資家が、個別企業の監査について、会計監査人と意見交換するのは困難である。会計監査人は被監査企業に対する守秘義務を負っているからである。したがって、KAMの内容については、会計監査人の代わりに、会計監査人と対話を行っている監査役等への取材やエンゲージメントを行う例が、出てくるのではないと思われる。その意味では、財務報告を含んだ企業のコーポレート・ガバナンスにおける監査役等の役割は高まっていくものと予想される。

他方で、会計監査人も、監査役等とのエンゲージメント、決算説明会への出席や、個別企業の監査とは直接関係しないアナリスト・投資家との意見交換などを通じて、監査の最終受益者である、

アナリストや投資家の目線を反映し、より高い職業的懐疑心を持って財務諸表を監査することが求められるよう。

## 2章 監査法人の体制整備

### 1. ガバナンス・コードの設定

#### 1) 懇談会提言

わが国では、昨今の不正会計事案により、会計監査に関する信頼が大きく揺らいでいる。これを踏まえ、金融庁は平成 27 (2015) 年 10 月に「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し、信頼回復に向けた対応策の検討を行い、平成 28 年 3 月に懇談会の提言を公表した。提言では講ずべき取り組みとして以下の 5 つを挙げている。

- ①監査法人のマネジメントの強化
- ②会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- ③企業不正を見抜く力の向上
- ④「第三者の眼」による会計監査の品質チェック
- ⑤高品質な会計監査を実施するための環境の

整備

#### 2) ガバナンス・コードの設定

パートナーシップ組織を前提とするわが国の監査法人ではあるが、昨今は企業活動の複雑化や国際化に対応し、監査法人の組織の大規模化が進んでいる。懇談会提言では、監査法人の「経営陣によるマネジメントが、このような規模の拡大と組織運営の複雑化に対応しきれていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つである」と指摘し、①の監査法人のマネジメントの強化を求めている。これを受けて、平成 28 (2016) 年 7 月に「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」が設置され、同コードの検討が始まった。平成 29 (2017) 年 3 月に「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード) が公表された。

同コードは、大手上場企業等の監査を担う監査法人を対象としている。ただし、それ以外の監査法人も必要な取り組みを実施するよう求められる。コードは、プリンシプルベース・アプローチに基づき、コンプライ・オア・エクスプレインをベースとしている。内容は図表 6 の 5 つの原則か

図表 6 監査法人の組織的な運営に関する原則 (監査法人のガバナンス・コード)

原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
原則 4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

(出所) 金融庁「監査法人の組織的な運営に関する原則」(平成 29 年 3 月 31 日)

らなる。

会計監査の受益者は、投資家やアナリストなどの財務諸表の利用者である。しかしながら実際に監査報酬を支払うのは被監査会社である。このインセンティブのねじれが、監査法人の被監査会社に対する独立性を損なっているとの指摘は以前からなされている。例えば、証券取引所などが、上場企業や証券会社（を通じて個人投資家）、機関投資家などの市場参加者から、市場への参加費として監査の費用を徴収しておき、それを監査法人に報酬として支払うといった対応も考えられなくはない。しかしこのような抜本的な見直しは、実現するとしても相当程度の時間を要する。品質向上による会計監査の信頼回復が喫緊の課題であることを考えると、まずは、監査法人のガバナンスを改善し、監査の品質の向上を促すことから取り組む必要がある。なお、日本公認会計士協会は、2017年5月31日から「監査法人における実効的な組織運営に関する取組の一覧」というコーナーを設け、監査法人のガバナンス・コードへの取り組みを一覧できるようにしている。

### 3) 透明性報告書の拡充

懇談会提言では、会計監査の透明性を向上させるためには、監査法人等が積極的にその運営状況や個別の会計監査等について情報提供していくべきであるとしている。このうち、個別の会計監査に関しては、第1章で述べた監査報告書の透明化での対応が期待される。それに加え、監査法人自体の品質管理に関する情報開示の拡充が求められる。例えば、コーポレート・ガバナンス原則の適用状況、会計監査の品質の向上に向けた取り組み、監督機関や日本公認会計士協会などからの指

摘への対応などの記述など、被監査会社の担当者や監査役等、株主や投資家、その他の資本市場参加者等がその監査法人の会計監査の品質を評価できるような「透明性報告書」の公表が望まれる。現在でも「業務及び財産の状況に関する説明書類」の作成が公認会計士法により求められているが、開示内容はいわゆるボイラープレートであり、ウェブサイトで開示していない法人も多数いるもようである。米国・英国・IOSCOでは、監査の品質を図る指標として、AQI（監査品質を測定する指標）の導入なども検討されている。これらが本当に有用なのかは検討の余地はあろうが、頭ごなしに否定するのではなく、研究・分析、財務諸表利用者との意見交換などは行ってもよからう。

## 2. 監査法人のローテーション

### 1) ローテーションがなぜ必要？

会計監査人は被監査会社から監査報酬をもらうため、会計監査人が独立性を維持しつつ監査を行うことについてそもそもの構造的な問題がある。このような問題がないとしても、担当の会計士または監査法人が被監査会社（の担当者等）と長期間向き合っていると、一種のシンパシーのようなものが生まれてくるのは、人間である以上、避けられないところであろう。ローテーション制度は、そのような状況を回避し、監査の独立性を維持するために同じ会計士さらには同じ監査法人が一定期間を超えて同じ会社の監査を行うことがないよう交代を強制するものである。

### 2) わが国はパートナー・ローテーション

#### (1) わが国の現状

わが国では、既に、1998年4月から日本公認

会計士協会の自主規制として、さらに 2003 年の公認会計士法の改正により、既に、実際に会計監査を行う担当公認会計士（業務執行社員）、すなわち、パートナーのローテーション制度は導入されている。

- ◆上場会社を含む一定の大会社等の会計監査を行う業務執行社員の最長継続任期は 7 年、最短のインターバル（担当を外れ再び担当になれるまでの期間）は 2 年
- ◆大規模監査法人で上場会社の会計監査を担当する筆頭業務執行社員等は、最長継続任期 5 年、最短インターバル 5 年

## （2） I E S B A の新規則

F A C の中で公認会計士・監査法人の国際的に統一された倫理基準を検討する I E S B A（国際会計士倫理基準審議会）では、2017 年 1 月に P I E（社会的影響度の高い事業体、わが国の倫理規則上の大会社）の監査について、下記の通り、上級職員の長期的関与（ローテーション）規定の改正を行った。改正後の倫理規則は 2018 年 12 月 15 日以後の事業年度から適用することとしている。

- ◆筆頭業務執行社員：関与期間の上限が 7 年はそのままで、クーリング・オフ（インターバル）を最短 2 年から 5 年に改正
  - ◆審査担当者：関与期間の上限が 7 年のままで、クーリング・オフ（インターバル）が最短 2 年から 3 年に改正
  - ◆監査業務の主要な担当社員等：関与期間の上限が 7 年、クーリング・オフ（インターバル）が最短 2 年はいずれも改正なし。
- わが国のパートナー・ローテーションの場合は、上記の要件を満たしている。

## 3） 監査法人のローテーション制度に関する金融庁の第一次調査報告

前述した懇談会提言では、「監査法人のローテーションを導入した場合のメリット・デメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」とある。これを受けて、金融庁は、平成 29 年（2017 年）7 月に、懇談会のメンバーによる海外調査なども踏まえ、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）」を取りまとめた。

報告書では現行のパートナー・ローテーションの有効性について、過去の不正会計事案において抑止効果を発揮できていないとの厳しい見方を示している。企業と同一監査法人との監査契約が固定化しており、企業により自主的な監査法人の交代は進まなかったとしている。例えば、東芝のケースでは同一監査法人が 47 年継続して監査していたこと、T O P I X 上位 100 社のうちこの 10 年間に監査法人が交代したのは 5 社であることを指摘している。

E U では、P I E に対して、その会計監査を担当する監査法人を一定期間ごとにローテーションさせる義務を課す規則を 2016 年 6 月から実施している。これについて、導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、制度導入による混乱はこれまでのところ見られていないとしている。

その上で、監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、さらなる調査・検討を進めていくことが適当としている。



### 3章 違法行為への対応

#### 1. 現行法令等の取り扱い

##### 1) 会社法・金商法での取り扱い

財務諸表利用者は、会計監査人が企業の不正を発見してくれることを期待しており、これがいわゆる期待ギャップの大きな要因となっている。しかし、そもそも会計監査は、不正行為や違法行為の発見を直接目的とするものではない。

ただし、会社法では、会計監査人は、職務を行うに際して、取締役の職務の執行に関し不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合には、遅滞なく、監査役等に報告しなければならないこととされている（会社法第397条①、③～⑤）。

金融商品取引法では、193条の3で、公認会計士又は監査法人が、監査証明を行うに当たって、「法令違反等事実」を発見した場合、その内容と是正等の措置をとるべき旨を、遅滞なく、被監査会社（の監査役等）に対して書面で通知しなければならないこととしている。当該通知後、一定期間が経過した後<sup>9</sup>、なお次の（イ）～（ハ）いずれにも該当すると認める場合、内閣総理大臣（実際は金融庁長官）に意見を申し出なければならない。

（イ）法令違反等事実が、被監査会社の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがある

（ロ）通知を受けた被監査会社が、適切な措置をとらない

（ハ）重大な影響を防止するために（意見の申出を行う）必要がある

ここで対象となる「法令違反等事実」とは、金融商品取引法上、被監査会社（特定発行者）における「法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実」と定められている。

これは金融商品取引法上の財務書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある事実すべてを含んでおり、必ずしも法令に違反する事実のみを意味するものではないと解されている<sup>10</sup>。具体的には、被監査会社において「適切な対応がとられず、当該事実が放置された状態のまま、当該財務書類が提出されたならば重要な事項について虚偽記載等が生じるおそれのある事実など」が該当するとされている<sup>11</sup>。もっとも、最終的には個別の事案に応じて、「被監査法人の規模・特性やその財務書類の内容などを総合的に勘案し…中略…監査人としての専門的知識・経験に照らし、独立した立場において」判断する必要があると考えられている<sup>12</sup>。

##### 2) 監査基準委員会報告書 250

監査基準委員会報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」では、企業が遵守すべき法令を

9) 具体的には、次の（a）、（b）のいずれか先に到来する日の時点をいう。

（a）有価証券報告書の提出期限の6週間前の日又は上記①の通知日から起算して2週間を経過した日のいずれか遅い日（提出期限以後の日となる場合は、提出期限の前日）

（b）四半期報告書又は半期報告書の提出期限の前日

10) 神田秀樹・黒沼悦郎・松尾直彦編著『金融商品取引法コンメンタール4 不公正取引規制・課徴金・罰則』（2011年、商事法務）p.504（柿崎環氏執筆箇所）。

11) 神田秀樹・黒沼悦郎・松尾直彦編著『金融商品取引法コンメンタール4 不公正取引規制・課徴金・罰則』（2011年、商事法務）p.504（柿崎環氏執筆箇所）。

12) 神田秀樹・黒沼悦郎・松尾直彦編著『金融商品取引法コンメンタール4 不公正取引規制・課徴金・罰則』（2011年、商事法務）p.504（柿崎環氏執筆箇所）。

次の2種類に分けて、それぞれに対する会計監査人の責任を区分している。

- i . 例えば、税金や年金に関する法令など、財務諸表の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼすものとして一般的に認識されている法令
- ii . その他の法令で、財務諸表の金額及び開示の決定に直接影響を及ぼさないが、事業運営、事業継続能力又は重大な罰則を科されないために遵守することが必要な法令（例えば、事業の許認可に関する規定、保険会社のソルベンシーに関する規制又は環境に関する規制）。したがって、これらの法令への違反が財務諸表に重大な影響を及ぼすことがある。

i に対しては、当該法令を遵守していることについて十分かつ適切な監査証拠を入手することを求めている。これに対して ii については、財務諸表に重要な影響を及ぼすことがある違法行為の識別に資する特定の監査手続を実施することに限定されている。規制当局への報告については、違法行為を識別した又はその疑いがある場合、法令に基づき、規制当局等に対して報告する責任があるかどうかを判断しなければならないとしているが、報告の要否に関して具体的な判断基準は設けておらず、適切な法律専門家に助言を求めることが有益とするにとどめている。

## 2. I E S B A のルールと対応する不正の範囲

### 1) I E S B A の新基準公表

違法行為への対応については、I E S B A が検討を重ね、2016年7月に、倫理規程の新規定「違法行為への対応」を公表した。これに合わせる形で、I A A S B も、ISA250「財務諸表監査にお

ける法令の検討」の改正基準を2016年10月に公表している。このISA250はわが国の監査基準委員会報告書250の基となるものである。

I E S B A の新倫理規定では、会計監査人が、企業の違法行為又はその疑いに気付いた場合、その内容を理解し、経営者（及び適切な場合は監査役等）と協議し、経営者（又は監査役等）に、違法行為等の阻止・是正・影響の軽減、未然防止、適切な当局への通報（必要な場合）といった対応を適時・適切に行うように助言することとしている。会計監査人は、経営者（又は監査役等）の対応が適切か評価し、適切でない場合、追加的な措置が必要か検討しなければならない。追加的な措置には、以下を含む。

◆（法規則で求められていなくても）適切な当局に通報する。ただし、法規制に反する場合、当該通報は行われぬ。一方で、倫理規程上は守秘義務違反とはみなされないとしている。

◆（法規制で認められている場合に）業務を辞退、契約を解除する。その場合には、後任の監査人候補の要請に基づき、当該候補が監査業務を引き受けるか否かを決めるに当たり必要であると前任者として判断する、違法行為等に関する全ての情報を、（法規制で禁止されていない限り）後任の監査人に提供しなければならない。

ここでいう、違法行為の対象は、以下の法令等に対する違法行為又は疑いが対象となっている。

- (i) 被監査企業の財務諸表の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼすものとして一般的に認識されている法規則
- (ii) 被監査企業の財務諸表の金額又は開示の決定に直接影響を及ぼさないが、それを遵守することが、経営の実施、事業継続又は重大な罰則回避のために根本となるような法規則

該当する法令の具体的な例示は以下の通りであり、かなり幅広いものが対象と考えられている。

- ・不正、汚職、贈収賄
- ・マネーロンダリング、テロリストへの資金提供、犯罪収益
- ・証券市場及び証券取引
- ・銀行業務並びにその他の金融商品及びサービス
- ・情報保護（データプロテクション）
- ・租税、年金に係る債務及び支払
- ・環境保護
- ・公衆衛生及び安全

改正後の ISA250 でも、会計監査人に、法規則や倫理上の要求により規制当局等への報告が必要か否かを決定する責任がある旨を示している。法規則のみならず、倫理規程に従って必要がある場合なども規制当局等への報告のトリガーとされている。

日本公認会計士協会は I E S B A の新倫理規程や I A A S B の ISA250 の見直しに合わせて、倫理規則や監査基準委員会報告書の改正を行う予定である。上記の (i) だけでなく (ii) や、上記の例示された法令も金融商品取引法第 193 条の 3 の対象になり得るとの解釈が定着した場合、会計監査人の企業の不正に対し、以前よりもアグレッシブな対応が求められるようになる可能性がある。

## 4章 I A A S B でさらなる改善 検討

### 1. 監査の品質向上プロジェクト

I A A S B では、2013 年ごろから監査の品質のさらなる向上に向けたプロジェクトを開始している。2015 年 12 月にはコメント募集文書（I

T C）「公共の利益を踏まえた監査品質の向上—職業的懐疑心、品質管理及びグループ監査—」を公表し、16 年 5 月まで意見を募集した。この意見募集では、公認会計士を対象とする専門的記述の多い I T C 文書と公認会計士以外（投資家やアナリストなど）を対象としたやさしめの I T C 文書を公表するという手法を用いて実施された。この I T C では、監査業務レベルの品質管理について定める ISA220「監査業務における品質管理」、企業集団（グループ）の財務諸表の監査の品質管理について定める ISA600「グループ監査」、監査事務所レベルでの品質管理について定める国際品質管理基準（I S Q C）1 号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」、会計監査人の「職業的懐疑心」の発揮を主要なトピックとして取り上げていた。監査事務所の透明性報告書の記載内容などもトピックとして取り上げられていた。

その後、それぞれのテーマについて検討を実施し 2016 年 12 月にプロジェクトの提案書を公表している。これによれば、ISQC1（監査事務所レベルの品質管理）、ISA220（監査業務レベルの品質管理）については、17 年内に公開草案を、18 年末に新基準を完成させる予定である。グループ監査に関しては、18 年 6 月に公開草案を公表し、19 年 3 月に新基準を完成させる予定であった。しかし、スケジュールはかなり遅れている。

ISQC1 の見直しでは、品質管理システムの確立と維持が中心となっている。監査法人は、監査の品質に関するガバナンス原則を確立・実施、責任者の指名、品質を重視する文化の醸成、ビジネス戦略、組織構造の確立、リソースの確保と配分、外部のステークホルダーの品質に関連する利益の考慮と対話の推進、内部告発の方針・手続の確立、

品質管理に関する情報の収集や外部の第三者との意見交換、手続の文書化、品質管理プロセスの確立などを柱としている。わが国の監査法人のガバナンス・コードに似た側面がある。

監査品質プロセスに関しては、目標の設定、品質に関するリスクの特定と把握、品質リスクへの対応、モニタリングと修正という、いわば品質管理に関するPDCAサイクルの導入を求めている。中小の監査事務所にも配慮し、リスクの程度に応じた対応を可能とする方向で検討している。ネットワークに属する監査事務所の対応についても検討している。監査事務所の透明性報告書についても検討中であり、2017年内に提案が示される予定である。また、各監査事務所の監査業務をレビューする担当者向けの基準としてISQC2を別途定める方向で検討している。

## 2. 職業的懐疑心

会計監査人は、監査を行うに当たり、被監査企業の主張をそのまま受け入れるのではなく、職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行う必要がある。職業的懐疑心とは、このような会計監査人の姿勢であり、職業的専門家として判断を行う際に発揮される。監査の品質を維持するに当たって不可欠の要素である。

職業的懐疑心に関しては、IAASBは、IESBA、IAESB（国際会計教育基準審議会）と共同でプロジェクトを実施している。プロジェクトは、短期と長期のプロジェクトに分かれており、短期プロジェクトではIESBAで倫理規程の見直しを検討しており、2017年5月に公開草案「職業的懐疑心及び職業的専門家としての判断に関する適用指針案」を公表している。

## 3. 会計上の見積もりの監査

ISA540「会計上の見積り及び関連する開示の監査」では、会計上の見積もりを必要とする項目の監査を定めている。

もともと、IAASBでは、2015年から19年の5カ年戦略や2015・16年の2カ年の作業計画で広範な観点から当該基準の見直しを行う予定であった。

他方で、IFRS9号「金融商品」が2018年1月1日から適用される。IFRS9号では、貸付金の減損について、従来の発生損失アプローチから予想損失アプローチに変換することとしている。これに合わせて、IFRS9号への対応に特化したISA540の見直しが必要との指摘があった。

IAASBはISA540の見直しについて、二つに分けて対応すべきかを検討したが、結局、IFRS9号に特化しない全面的な改定プロジェクトとして検討することとし、2016年1月にプロジェクトの提案を公表した。当初は17年末までに作業を完了させる予定でいたが、カバーする範囲が広範であることもあり難航し、17年4月によりやく公開草案の公表にこぎ着けた。公開草案は17年8月まで意見募集を行った。

この基準の対象となる項目はかなり広範であり、公開草案では下記が例示されている。

- ・ 棚卸資産の陳腐化・製品保証・減価償却方法
- ・ 長期契約（工事契約なども含むと思われる）
- ・ 訴訟の和解と判決から生じる費用の見積もり
- ・ 予想信用損失（IFRS9号の貸付金の減損）
- ・ 保険契約債務
- ・ 金融商品（活発な市場で取引されていない複



雑な金融商品を含む)

- ・従業員年金債務 ・株式報酬
- ・営業権や無形資産などを含め、企業結合において取得された資産又は負債
- ・処分目的で保有する財産又は設備
- ・独立した当事者間で行われる金銭的対価を伴わない資産又は負債の交換を含む取引、例えば異なる業種のプラント設備の非貨幣的交換
- ・インフラ資産の評価

公開草案では、見積もりの要素を含む項目について、「複雑性」「経営者による判断の必要性」「見積もりの不確実性」を含むリスク要因に左右される程度又はその影響を受ける程度を考慮して、重要な虚偽表示のリスクを識別・評価することとしている。

公開草案では、後述するISA315の固有リスクが低い場合と低いと言えない場合に区分している。低いと言えない場合には、それが適用可能であれば、評価した重要な虚偽表示リスクの根拠要因に上記3つの要因を含む際に、要因に応じて規定で示された事項についての監査上の証拠を得るためのさらなる監査手続を立案・実施する。「複雑性」については、見積もりの方法、重要なデータ及び仮定が適切であるか、「経営者による判断の必要性」については、重要な仮定が相互に整合していて、かつ、他の会計上の見積もりやその他の営業活動の分野に使用された仮定と整合しているか、「見積もりの不確実性」については、経営者が見積もりの不確実性を理解・対処するために適切な措置を講じたかや見積額と関連する開示が合理的であるかなどに関する監査証拠を入手することとしている。

従来のISAが見積もりの不確実性を特に重視している点や特別な検討を必要としているか否かに重点を置いている点を改め、リスクのレベルに応じてよりきめ細かな対応を行えるようにすることを目指している。

さらに、職業的懐疑心の発揮の強化のため、立ち止まって特定の事項を再検討することを要求している(stand back)。

上述したように、会計上の見積もりの開示に関しては、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される事項に照らして合理的であるか否かについて、会計監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手することを要求している。財務報告の枠組みには、規則に準拠していることを求めるコンプライアンスの枠組みと、具体的に要求されている開示を超えて、財務諸表の適正表示を達成するために必要な開示を経営者に求めるフェア・プレゼンテーションの枠組みとがある。

公開草案によれば、後者の枠組みの場合、企業が会計上の見積もりに関して財務諸表の利用者が理解するために適切な開示を行っているか、会計監査人は監査証拠を入手する必要がある。会計監査人が、適正な表示を確保するために追加的な開示が必要と判断することもあり得る旨も示されている。

第1章で述べたKAMには、ISA540の対象となる項目が該当することが多いと思われる。上記のような、会計上の見積もりが必要な項目について、会計監査人が追加開示を要求し得る規定が設けられることは、財務諸表の利用者にとって歓迎すべきであろう。

予定では、ISA540の新基準は、2018年3月に完成する。公開草案によれば、適用開始は最終的なISA承認から約18カ月後に終了する会計

期間の監査から（暦年決算だと19年12月期の監査から）となる。18年1月1日からのIFRS9号の適用には間に合わないため、早期適用が可能とされている。

#### 4. 重要な虚偽表示リスク

監査の品質やISA540などとも関係が深いところから、IAASBは、ISA315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の再改訂の検討を行っており、2016年9月にはプロジェクトの提案書を公表している。

17年9月のIAASBの理事会で示された案では、監査リスクモデルの見直しの提案がなされている。従来の監査リスクモデルでは、固有リスクに統制リスクを乗じ、さらに発見リスクを乗じて監査リスクが測られる。固有リスクとは、関連する内部統制は存在しないという仮定の下で、経営者の主張に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいう。統制リスクとは、経営者の主張に存在する重要な虚偽の表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見、是正されない可能性をいう。発見リスクとは、経営者の主張に発生する重要な虚偽の表示が、監査手続によって発見されない可能性である。固有リスクと統制リスクを掛け合わせて結合したものが重要な虚偽表示のリスクである。監査のリスク評価の過程では、固有リスクと統制リスクを別々に把握するのが容易でないこともあり、別々ではなく結合して把握することも認められている。しかし、現在検討されているISA315の改訂案では、最初から結合して把握するのではなく、それぞれを別個に把握した上で結合することを提案しており、これが実現すれば、監査上リスクの把握手続が変更されることになる。18年6月に公開草案を公表する予定である。

## 5章 おわりに

上述したように、IAASBをはじめ、海外では、監査報告書の透明化については対応を終了している。IAASBでは、さらにその先の、監査の品質をいかにして向上させるかに関する取り組みを開始している。

わが国では、数年前までは、IFRSの導入がテーマとなっていた。しかし、これについては、任意適用の拡大という形で、取りあえず決着がついている。

また、IFRSを設定するIASB（国際会計基準審議会）自体も、新しい会計基準の開発は一息ついて、現在は、会計基準のレビューや財務諸表の様式・開示についての検討へと軸足を移している。

会計の世界では、現在はむしろ、新しく設定された会計基準をどのようにして適切に適用するかというエンフォースメントや財務諸表の質に関係者の関心が移っているように思われる。すなわち、会計監査への関心が集まりつつある。

そのような状況において、わが国の監査の分野における対応は、海外と比べると、多少周回遅れの感が出てきている。かつてわが国企業の英文の監査報告書に、財務諸表の品質に疑義を示すような警告が、海外の監査法人から付されたことがあった。しかし、監査報告書が「透明化」後のものか否かは、警告が付されていなくても、海外の投資家やアナリストが見れば、一目瞭然である。わが国企業の財務諸表や監査の品質について、いたずらに疑義が抱かれることのないよう、資本市場関係者全体での、迅速かつ的確な対応が求められる。

#### 【参考文献】

- ・関口智和（2015）「国際監査・保証基準審議会（I A A S B）による監査報告書の改訂等」（『会計・監査ジャーナル』2015年3月号）
- ・「監査報告に関する国際動向①～④」（『会計・監査ジャーナル』2014年12月号、2015年2月号、同5月号、同6月号）
- ・甲斐幸子「欧州委員会 グリーン・ペーパー『監査に関する施策：金融危機からの教訓』」（『会計・監査ジャーナル』2010年12月号）
- ・甲斐幸子「欧州連合 改正法監査指令及び社会的影響度の高い事業体の法定監査に関する規則について」（『会計・監査ジャーナル』2014年9月号）
- ・甲斐幸子「米国公開企業会計監視委員会再公開草案『無限定適正意見の監査報告書』①②」（『会計・監査ジャーナル』2016年8月号、同9月号）
- ・甲斐幸子「米国公開企業会計監視委員会監査報告に関する新しい監査基準～監査の透明性の向上に向けて～」（『会計・監査ジャーナル』2017年9月号）
- ・井上善弘編著（2014年）『監査報告書の新展開』（同文館出版）
- ・日本公認会計士協会「グローバル会計・監査フォーラム『公認会計士監査の変革のとき～品質による競争の時代へ～』（平成29年3月23日）
- ・日本公認会計士協会「監査報告書の長文化（透明化）」（2017年7月）
- ・加藤厚「国際会計士倫理基準審議会（I E S B A）ニューヨーク会議報告」（『会計・監査ジャーナル』2016年9月号、同12月号、2017年4月号）
- ・伊豫田隆俊、松本祥尚、林隆敏（2015年10月）『ベーシック監査論七訂版』（同文館出版）
- ・松尾直彦（2016）『金融商品取引法 [第4版]』（商事法務）
- ・近藤光男・吉原和志・黒沼悦郎（2015）『金融商品取引法入門 [第4版]』（商事法務）
- ・日本公認会計士協会仮訳「国際監査・保証基準審議会（I A A S B）『概要 公共の利益を踏まえた監査品質の向上－職業的懐疑心、品質管理及びグループ監査－』（2015年12月）」
- ・日本公認会計士協会仮訳「I A A S B（国際監査・保証基準審議会）『国際監査基準 提案された国際監査基準540「会計上の見積もりと関連する開示の監査」の改訂』（2017年4月）」（2017年7月掲載）
- ・日本公認会計士協会仮訳「ISA540（改訂）公開草案の補足説明資料－監査手続に関する要求事項の流れ」（2017年7月掲載）

[著者] \_\_\_\_\_

吉井 一洋 (よしい かずひろ)



金融調査部  
制度調査担当部長  
担当は、会計制度、税制、会社法、  
金融商品取引法、金融制度等